

新型コロナウイルス感染症に対応した 休業に関する助成金申請を検討中の企業の皆様へ

東京都が申請手続き等に関し、**無料**で専門家を派遣します！

『専門家派遣事業』企業募集

事業内容

新型コロナウイルス感染症に係る従業員の休業等に関し、中小企業等における国の雇用調整助成金等の制度利用を支援し、雇用の継続を推進するため、以下の相談・助言を行う専門家（社会保険労務士）を無料で派遣します（Web会議システムによる支援もあります。）。

- ①「雇用調整助成金」・「緊急雇用安定助成金」の特例措置（新型コロナウイルス感染症関係）又は「産業雇用安定助成金」に関する相談・助言（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）
- ②「両立支援等助成金『新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース』」又は「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に関する相談・助言（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）
- ③「両立支援等助成金『育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）』」に関する相談・助言（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）
- ④その他コロナ感染症に係る従業員の休業等の制度整備等に関する相談・助言

対象

都内の中小企業等（裏面「申請要件」参照）

派遣期間・回数

派遣を決定してから令和5年5月31日（水）までの期間で**最大5回**
※1回あたりの派遣時間は原則2時間以内

募集期間

令和5年4月28日（金）まで
※上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

派遣の流れ



申込

必要書類を郵送にてご提出ください。

内容確認

東京都の職員が、課題等についてヒアリングを行います。（原則電話）

派遣決定

専門家の派遣を決定し、通知します。

専門家訪問

専門家が企業に伺い、助言を行います。
※提出・申請代行はいたしません。

派遣の終了

取組結果を報告してください。

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例対象を追加しています。詳しくは、以下の厚生労働省HPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金については以下の厚生労働省HPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

申請要件

申請を希望する企業（個人事業主も含む。）は下記の要件を満たしている必要があります。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) 常時雇用する労働者の数が300人以下の企業又は一般社団法人、一般財団法人等であること。
- (3) 常時雇用する労働者がいること。
- (4) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- (5) 表面「事業内容」①～③に係る取組計画（申請理由など）を記載した申請書を提出し、取組の実施を予定していること。

※ 東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金等を利用したこと（または利用する予定）があり、その奨励を受けた（または受ける）事業の内容と、取組計画の内容が重複すると認められる場合は、対象外とします。

※ 東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣と当専門家派遣を同時に利用することはできません。

申請方法

東京都労働相談情報センターへ、必要書類を郵送してください。

必要書類は、**TOKYOはたらくネット**からダウンロードできます。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/senmonka-haken/>



Q & A

Q

「申込」にはどのような書類が必要ですか？

A

申込に必要な書類は「申請書」と「取組計画書」の2枚です。
（様式はHPからダウンロードできます。）
※派遣終了後に報告書を提出していただきます。

Q

顧問の社会保険労務士がいますが、その方を指名できますか？

A

可能です。ただし、東京都社会保険労務士会の会員に限ります。
顧問の社会保険労務士を指名する場合は、顧問契約業務外の事項について取り組んでください。
※顧問契約書の写しをご提出ください。
※申請前に、直接申請企業が顧問の社会保険労務士の内諾をお取りください。



問い合わせ・申請窓口

東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター5F

電話：03-5211-2248

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適正と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。

詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。

TOKYOテレワークアプリ ～テレワークは感染症対策としても効果的です！～

テレワークの導入・実践に必要な情報を入手できるほか、セミナー等のお申込みやサテライトオフィス等の検索などテレワークの推進を支援する東京都公式アプリです。

ダウンロードはこちらから <https://tokyo-telework.jp/store/>

